

大和市監査委員告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年11月25日

大和市監査委員 佐藤光徳
大和市監査委員 中村一夫

- | | |
|----------|--|
| 1 監査等の種類 | 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査 |
| 2 監査対象 | 健康福祉部 |
| 3 監査対象期間 | 令和5年11月～令和6年10月 |
| 4 監査年月日 | 令和6年11月25日 |
| 5 監査の方法 | この監査は、大和市監査基準に従い、健康福祉部（健康福祉総務課、人生100年推進課、障がい福祉課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
(1) 予算執行に関する事務
(2) 収入調定に関する事務
(3) 契約に関する事務
(4) 補助金交付に関する事務
(5) 扶助費支給に関する事務
(6) 基金管理に関する事務
(7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
(8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
(9) 財産管理に関する事務
(10) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
(11) 保健福祉センター使用料徴収に関する事務
(12) つり銭・領収印の管理に関する事務
(13) 切手・はがきの受扱に関する事務
(14) 老人措置費支払・負担金徴収に関する事務
(15) 高齢者に対する緊急通報システム利用助成に関する事務
(16) はいかい高齢者等位置確認支援に関する事務
(17) 高齢者はり・きゅう・マッサージの治療費助成に関する事務 |

(18) 障害者(児)福祉団体への助成に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。